

第5期第33回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月26日(月) 午後4時00分から午後4時50分
2. 開催場所 穂別町民センター 会議室
3. 出席委員 ○(22名)
4. 欠席委員 △(3名)

1番	中澤 浩	○	11番	前田 良紀	△	21番	青木 茂美	○
2番	星 力	○	12番	平島 道弘	△	22番	紀藤 文秀	○
3番	佐田 正彦	○	13番	佐々木 保成	○	23番	宮田 広幸	○
4番	石崎 代里子	○	14番	上杉 俊光	○	24番	藤江 政利	○
5番	森山 幸治	○	15番	綱木 信照	○	25番	中島 勝美	○
6番	永田 寿明	○	16番	内海 卓	○			
7番	藤岡 健人	○	17番	柴田 文広	○			
8番	伊藤 正人	○	18番	池本 茂	○			
9番	貞廣 賢治	○	19番	佐々木 諭	○			
10番	土田 泰弘	○	20番	小野寺 眞一	△			

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件
- 第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件
- 第6 報告第4号 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件
- 第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件
- 第10 議案第4号 現況証明願いの発給に関する件
- 第11 議案第5号 農地として確保すべき遊休農地の決定に関する件
- 第12 議案第6号 平成30年度むかわ町参考賃借料指標に関する件
- 第13 議案第7号 平成30年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件
- 第14 議案第8号 下限面積(別段の面積)の設定に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁—事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生

穂別支局—支局長 為田 雅弘、主査 藤野 真稔

7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	本日の出席委員は22名です。欠席は、11番、前田 良紀委員、12番・平島道弘委員、20番、小野寺眞一委員の3名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第5期第33回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、1番・中澤 浩委員、2番・星 力委員の両名を指名したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告4件、議案8件の合わせて12件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。 日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【報告第1号、朗読及び説明】 2ページになります。 2ページから3ページまで解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計2件・33筆・341, 174㎡あります。それぞれの農地について、次の耕作等への調整をしてきてございます。 1番については、経営主である●●さんの経営規模縮小により、父親の●●さんと使用貸借権にて耕作していた農地の一部を解約したものです。 2番については、経営継承されておりました借り手である●●さんが、個人経営主としての離農をすることに伴い解約に至ったものです。 それぞれの農地については後の議案第1号及び第3号で農地明細含め今後の調整を提案させていただきますのでよろしくをお願いします。以上です。

議	長	事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。
		(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。 日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第2号、朗読及び説明】 3月につきましては、議案に記載のとおり、3月14日に川東地区委員会を開催しております。川東地区においては、利用集積計画の利用権設定2件について審議した結果、いずれも適当と判定してございます。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。
		(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第2号は承認することに決定いたします。 日程第5 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第3号、朗読及び説明】 先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。6ページになります。
議	長	ただ今の説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。
10	番	事務局の報告どおりであり、特に補足説明等はありません。
議	長	ありがとうございます。報告第3号について、質問意見はありませんか。
		(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第3号は承認することに決定いたします。 日程第6 報告第4号「農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第4号、朗読及び説明】 8ページ、新規農地所有適格法人の参入の報告でございます。 農地所有適格法人として要件を備えているかをご報告させていただきます。

主 査 1点目に、組織形態要件です。農地所有適格法人は、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社のいずれかでなければなりません。●●〈農地所有適格法人〉の場合、名称は有限会社となっておりますが、組織形態は株式会社でありますので、要件を満たしております。また、株式会社の場合のみ、定款に株式の譲渡制限があるかないかを確認する必要があり、本総会資料に定款の写しは付いてませんが、提出いただいております定款第7条にて確認済みですので申し添えます。

次に、事業要件です。これは主たる事業が農業でなければなりません。資料8ページの事業内容欄に1から4まで記載しておりますが、その内3番に農業に関する事業が記載されている事が確認出来ますので、主たる事業は農業と認められます。

3点目は、構成員要件であります。構成員である者のうち農業関係者だけで総議決権の過半を越えてなければなりません。●●〈農地所有適格法人〉の場合だと総議決権数は100代表取締役の●●さん以下、全ての構成員が農業関係者であり議決権の数の計も100であることから、要件は満たしていると認められます。

4点目は、業務執行役員要件です。業務執行役員の過半に該当する者が、出資者であり、なおかつ150日以上農業に従事する者でなければなりません。構成員要件の時に、既に確認しておりますが、取締役であります2名全て出資者であります。その内、代表取締役であります●●さんが年間農業従事日数を150日を越えております。また、取締役であります●●さんも個人経営を離農した後は、法人経営に専念されるとお聞きしておりますので、資料8ページでの現在の年間農業従事日数は140日となっておりますが、個人経営側で180日従事されておりましたので、最低でも180日以上は従事されると思われれます。いずれにしても今日現在において、過半、150日以上要件は満たしていると認められます。

最後に常時従事要件です。法人の農業に従事する構成員・従業員等のうち誰か1以上の者が、年間60日以上農作業に従事することが求められる要件となります。先にもご説明させていただいておりますが、構成員の方、いずれも年間農業従事日数が60日を越えておりますので、要件は満たしていると認められます。

以上、●●〈農地所有適格法人〉については、農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると認められているところでございます。

なお、農地の取得等、詳細は後の議案第1号でお諮りした際にご説明いたします。

ここでは、あくまで、参入しようとする法人が農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかのご報告とさせていただきますのでよろしく願いいたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第4号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第4号は承認することに決定いたします。

日程第7 議案第1号「農地第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。なお、本案件中、●●委員、●●委員が被設定人となっておりますが、議事参与ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこ

議 長	<p>のまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
主 査	<p>【議案第1号、朗読及び説明】</p> <p>10ページになります。</p> <p>1番については、借り手である●●さんの申し出により●●さんと賃貸借を設定するものでございます。</p> <p>2番については、譲渡人である●●さんの希望により●●さんへ売買されるものです。</p> <p>3番については、報告第1号でもお伝えいたしましたが、経営継承されておりました●●さんの個人経営主としての離農に伴い、今度は、●●さんが務めておられます●●〈農地所有適格法人〉へ第3者継承するものです。</p> <p>4番については、貸し手であります●●さんの経営規模縮小に伴い●●さんと賃貸借を設定するものです。</p> <p>以上4件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>12ページから19ページまでそれぞれ、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
9 番	<p>1番について現地を確認してきましたので、報告します。</p> <p>●●さんの規模拡大の希望により賃貸する案件となり、今後大豆を作付する予定とのことです。●●さんの経営地は、適正に耕作されており、今後も同様であるため、周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。</p>
2 番	<p>現地を確認してきましたので、報告いたします。</p> <p>今件は、譲り受け人であります●●さんが住んでいる、住宅の大家である●●さんが所有地処分をされることに伴い、●●さんが譲り受ける案件です。申請地は現在、保全管理されているものの、作付けはされておられません。これからは、●●さんが管理することとなり、南瓜を作付け予定とのことですので、農地として有効利用されるものと思われれます。また、●●さんの経営地につきましても、適正に管理されておりますし、周辺の農地への影響もないと判断いたします。以上です。</p>
7 番	<p>現地を確認してきましたので、報告いたします。</p>

- 7 番 当該地のうち、田については水稻、畑については牧草を作付けし、●●さんが管理されてきました。また、採草放牧地については、●●〈農地所有適格法人〉が作業受委託により、適正に管理されてきております。新たな借り手であります●●〈農地所有適格法人〉に引き継がれましても、作付け計画に変更は無いとのことですので、周辺の農地への影響もないと判断いたします。以上です。
- 22 番 現地を確認してきましたので、報告いたします。
当該地については、前耕作者であります●●さんにより、水稻が作付けされ、適正に管理されてきております。新たな借り手であります●●さんは、今後、牧草を作付ける計画ですが、隣接する所有農地と伴に一带管理されますので、周辺の農地への影響は無いものと判断いたします。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。
- (質問、意見なし)
- 議 長 質問意見がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。
日程第8 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に関する件」を議題いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 主 査 **【議案第2号、朗読及び説明】**
21ページになります。
本件につきましては、●●さんが農業用施設を建設する4条案件でございます。申請地の農地区分は農用区域内農地であり、転用は原則不許可であります。本件は例外許可事由である農振農用区域の指定用途である農業用施設用地への転用となります。
また、申請者が営農上必要とする農業用施設を整備する計画となりますので、農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。なお、面積・事業要件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となります。
22ページから25ページまで、現況地目図・配置図・調査票等を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

21 番 二宮地区の案件ですが、地区担当委員が本日欠席なので代わりに現地確認の内容を、報告いたします。本申請は、新たに農業用施設である倉庫を整備する計画です。申請地は、現在の既存の施設と隣接する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められ、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
日程第9 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

主査 【議案第3号、所有権移転関係、朗読及び説明】
27ページから、所有権移転1件です。
1番について、報告第3号でご報告申し上げました、あっせんに伴う所有権移転となっております。
続いて、29ページから利用権設定2件です。
【議案第3号、利用権設定関係、朗読及び説明】
これらについては、1番は●●さん、2番は●●さんの経営規模縮小に伴い、それぞれ新たに●●さん、●●さんに利用権を設定するものでございます。
以上、所有権移転1件1筆、利用権設定2件2筆でございますが、この計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。所有権移転関係は、28ページに利用権設定関係は30～31ページに図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。
日程第10 議案第4号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第4号、朗読及び説明】

33ページになります。

1番は、願出人である、●●さんが、公簿地目変更登記をするため、現況証明書の発給を申請されたものです。願出地の状況ですが、40年以上前から山林及び宅地であり、農地として利用されておりません。3月13日に、委員4名と事務局にて現地調査を行いました。今後も農地としての利用は困難と判断し農地・採草放牧地以外と確認をしております。34ページに図面を添付しておりますのでご確認の上、ご審議ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19 番 現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、106-3は山林、106-5は農業用倉庫が建っている状況でした。いずれも、現況から、今後、農地として利用することは難しく、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。

日程第11 議案第5号「農地として確保すべき遊休農地の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

主 査 【議案第5号、所有権移転関係、朗読及び説明】

議案36、37ページをお願いします。

主 査

こちらには田浦地区の農地11筆・地目は田・総面積16,347㎡、所有者は登記上、●●さんとなっておりますが、●●さんはお亡くなりになっているため、法定相続人として●●さん外3名をカッコ書き記載しております。ここで別紙資料の3ページから5ページまで参照ください。これは平成27年度から計上している遊休農地のうち解消できていない農地のリストですが、国や道からの通知により解消できていない遊休農地について守るべき遊休農地を農業委員会で決定し中間管理機構に上げなさいとされたところで、2月3月にかけて、それぞれ地区委員会等でご協議をいただいていたところであり、その結果、議案上程のリストとなっております。

次に資料2ページをご覧くださいと、青と赤の地番図がありますが、青字が今回リストに上げている●●さんの農地です。混在して赤の農地がありますが、これは●●さんの農地となっており、この●●さんは、所有者が死亡後、相続放棄されており所有者が不在の状態となっております。なお、1区画に18筆29,561㎡の農地がありますが、現況は、畦畔などはなく1枚ものの農地となっております。混在する●●さんの農地と●●さんの農地はどちらも遊休農地としてカウントしておりますが、議案上程がなぜ●●さんの農地のみなのかを資料1ページ目で説明します。

今回の確保すべき農地リストは左側の●●さん農地となりますが、遊休農地は農地利用状況調査により発見した遊休農地を農地利用意向調査を行いながら、中間管理機構に情報を出して、機構は借入の可否を判断し処理していくというのが農地法第35条にうたわれていますが、この35条の処理を行った農地について再度判断しなさいというのが、今回の処理になってきているところです。

一方で●●さんの農地は右側となります。相続放棄のため所有者が確知できない農地となり、これは6か月間所有者不在の告示をしたあと、農地法第43条の内容により、中間管理事業を使って利用権を設定していくことができることとなりますが、抵当権等が設定されている農地となっており機構からストップがかかり前に進めることができていない状態となっております。

●●さんの農地については、農地法第43条という今回の確保すべき農地リストの対象である、農地法第35条の手続きとは別の手続きによる遊休農地となりますので、現況からはどちらも同時に利用すべき農地ですが、手続き上はリスト対象外農地となるため●●さん農地についてのみ確保すべき遊休農地リストに記載していることをご理解いただきながら提出の決定についてご審議ご決定いただきますようお願いいたします。

なお、今回の農地についての今後の取り扱いですが、北海道や農業会議など農業関係団体の協力をいただきながら、中間管理機構と利用権設定になんとか結びつけるため現在協議中であります。所有者不在の農地が中間管理権により耕作できるようになったのは全国10例程度で北海道は、まだ0件となっており、今回対象地は所有者が異なる農地を同時に結び付けようとする、特殊性が手続きが煩雑である農地となりますが、1例目として協力体制を十分頂けそうなこと、また、一定程度の農地再生を中間管理機構が行って耕作者へ利用権設定をするモデル事業を次年度から機構で検討されており、その1発目としても検討されていることから、今後注目を受けるところかもしれません。

主 査

農地の取り扱いなので総会案件等において処理する事項も今後出てくると思いますが、利用の実現に向けて委員皆様の協力についてもよろしく願いいたします。以上で

主 査 す。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。
日程第12 議案第6号「平成30年度むかわ町参考賃借料指標に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 **【議案第6号、朗読及び説明】**
議案40ページに平成30年度むかわ町参考賃借料(案)を添付してございます。
本町においては、義務化されている実勢賃借料の情報提供を、1月から12月に締結された賃借料を田畑別に集計し、地域ごとに最高額、最低額、平均額をホームページ上で公表しています。併せて、担い手の経営を守る視点から地域の平均的な担い手が負担しうる賃借料として参考賃借料を設定してございます。
参考賃借料の取り組みは、平成21年の農地法改正により、それまで標準小作料として定めていたものが廃止となり、ただし地域の混乱や農業者の不安を払拭するため、町農委独自で参考賃借料を定めるようになったものです。
摘要欄の作物等については、過去、鶴川地区、穂別地区それぞれ定めていたものを集約し今の指標としておりますが、今回、各地区委員会を経て、総会前に行いました四役会議で確認し、畑の部の摘要欄にある長芋及び南瓜の収量をそれぞれ変更してございます。なお、これまでも利用権設定等の際には、この数字の外、土地の形状、条件等をかんがみ、地域協議等を踏まえ賃料等は設定してきていることと思いますし、最終的には農業委員会の決定となりますが、今後についても、地域や出し手、受け手の納得のできる形での設定等をお願いしたいと思います。
議案説明は以上でございますのでご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号は原案どおり決定いたします。
日程第13 議案第7号「平成30年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第7号、朗読及び説明】
議案41ページに平成30年度農作業標準賃金・機械作業料金(案)を添付してございます。また、別紙にてA3拡大版の料金(案)もお配りをしておりますのでご参照ください。本件は、町農業者が農作業等の受委託等の参考とするため、その求めに応じて示しているという主旨でございます。変更点については2点あり、1点目は農作業標準賃金となります。これは厚生労働省の定める北海道最低賃金が改正されていることにより、時間当たり786円から810円に変更しております。また、機械作業の収穫、水稲の部において、受託組合等の経営観点から7,600円を、8,000円に変更しております。その他の部分については昨年と同様でございますので、このような形で定めることについてご提案を申し上げますので、内容をご確認いただきご審議ご決定下さいますようお願いいたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第7号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第7号は原案どおり決定いたします。
日程第14 議案第8号「下限面積(別段の面積)の設定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第8号、朗読及び説明】
議案44ページに設定についての(案)を添付してございます。
農地法による農地の権利取得は権利取得後の面積が北海道は2ha以上という下限面積が設定されています。
ただし、農業委員会が農林水産省令で定める基準にしたがい定めることで2ha以下に設定することも可能であり、また設定の必要性については、毎年、農業委員会で審議し、結果を公表する必要があります。
さて、本町の現状が基準に沿うかどうかですが、1点目として、2015農林業セン

主 査 サス等の結果から町内で2 h a 未満の農地で耕作している経営体数が全経営体の21.2%と約2割であり、基準である4割に満たない状況であること、また2点目としてすでに集団的な土地利用で農地の有効利用が図られてきている現状から、集落の営農体系に支障がないようにすることが必要であります。以上を勘案しながら、現行の下限面積である2 h a を維持し、平成30年度については別段の面積を設定しない旨、ご提案しますのでご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第8号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第8号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の第34回の総会の開催日は、4月25日に召集いたしますので、よろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。